

審 査 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名： 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根 拠 条 項： 第59条第10項
処 分 の 概 要： 運搬証明書の再交付
原権者（委任先）： 東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令 第6条（運搬証明書の再交付の申請）
審 査 基 準： 判断の基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 2日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 生活安全部生活環境課危険物対策係
問 合 せ 先： 同 上（電話03-3581-4321 内線34182）
備 考：